

# 令和6年度静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談センター業務委託 公募型企画提案募集要項

## 1 実施目的

性暴力被害者の心身の健康回復と被害の潜在化防止を図るため、産婦人科医、精神科医、公認心理師、臨床心理士、弁護士、県警等の関係機関が一体となり総合的な支援を提供する静岡県性暴力被害者支援センターSORAを形成し、その中核となる「相談センター」を運営する。

## 2 業務概要等

### (1) 業務名

令和6年度静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談センター業務委託

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託契約限度額

24,280,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託契約限度額は令和6年2月県議会における令和6年度当初予算の成立を前提としたもの。

## 3 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 仕様書で定められた業務を適正に遂行できること。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (6) 国や地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極

- 的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 企画提案の手続き

##### (1) スケジュール

企画提案募集要項の公表	令和6年2月16日(金)
質問の受付	令和6年2月27日(火)午後5時まで
質問への回答	令和6年2月29日(木)午後5時まで
参加表明書の提出	令和6年2月29日(木)午後5時まで
企画提案書の提出	令和6年3月7日(木)午後5時まで
審査結果の伝達	令和6年3月19日(火)まで

##### (2) 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、E-mailにより提出すること。(自由様式)

- ア 提出期限 令和6年2月27日(火)午後5時まで
- イ 提出先 8のとおり
- ウ 回答方法 質問者及び参加者全員に2月29日(木)午後5時までにE-mailで回答する。

##### (3) 参加表明

参加を希望する場合は、参加表明書兼公募型企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)を提出すること。

- ア 提出期限 令和6年2月29日(木)午後5時まで
- イ 提出方法 E-mail、郵送又は持参(FAXでの提出は認めない。)
- ウ 提出先 8のとおり

なお、参加表明書兼公募型企画提案参加資格確認申請書の提出後、辞退を希望する者は、辞退届(様式第2号)を提出すること。

##### (4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年3月7日(木)午後5時まで
- イ 提出方法 郵送又は持参(E-mail、FAXでの提出は認めない。)
- ウ 提出部数 7部(各正本1部、6部は写しで可)
- エ 提出先 8のとおり
- オ 提出書類

No.	提出書類
1	企画提案書(様式第3号)
2	経費積算書(様式第4号)
3	団体に関する調書(様式第5号)
4	団体目的等についての確認書(様式第6号の1) 暴力団排除に関する誓約書(様式第6号の2)
5	相談業務に係る実績調書(様式第7号)
6	コーディネーター調書(様式第8号の1)

	相談員一覧（様式第8号の2） 相談員調書（様式第8号の3）
7	定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
8	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）など団体の財務状況が分かる資料（直近のもの）
9	必要に応じて企画提案内容及び団体概要の補足資料

## 5 審査

### (1) 審査方法

提出された企画提案書については、「令和6年度静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談センター業務委託審査委員会」にて書面審査を行う。

### (2) 審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準により総合的に評価・選考する。

	項目	審査基準
1	業務に対する考え方・熱意に関する事	意欲と熱意を持って、県の実施方針に沿い、業務を施行すると認められるか。
2	業務内容に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の相談窓口業務に対する考え方、重視している点は適切か。</li> <li>・電話相談、面接相談、インターネット相談及び同行支援の業務体制等が適切に遂行される体制となっているか。</li> <li>・相談員の資質維持・向上に向けた取組について効果的なものとなっているか。</li> <li>・相談窓口業務に関して仕様書に示す以外の独自工夫が効果的なものとなっているか。</li> </ul>
3	団体に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体において相談窓口業務に必要な実施実績があるか。当該業務を実施するノウハウを有しているか。</li> <li>・相談窓口業務（電話相談・面接相談等）の経験がある相談員が確保されているか。</li> </ul>
4	収支計画に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費積算書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。</li> </ul>

### (3) 審査結果の伝達

審査の結果、最優秀の評価を得た提案者と契約を行う。

なお、審査結果は令和6年3月19日（火）までにE-mailにより通知する。

## 6 静岡県公契約条例の適用

契約締結に当たっては、「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」に基づき、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、業務の一部を他の者に行わせ又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

## 7 注意事項

- (1) 企画提案に要した費用は、提案者が負担すること。
- (2) 複数の企画提案は認めない。
- (3) 審査結果に関する疑義は受け付けない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 適当な企画案がない場合は、中止又はその他の方法によることがある。
- (6) 契約にあたっては、契約金額の範囲内において、提案内容について静岡県と最終仕様を調整後、所定の手続きを経て締結する。

## 8 問合せ・提出先

静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課（担当：松永）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

電話 054-221-3714

E-mail kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp